

PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る 集中強化期間の取組方針について

平成 26 年 6 月 16 日
民間資金等活用事業推進会議決定

1 趣旨

PPP／PFIについては、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、積極的な推進に取り組んできたところである。今後、厳しい財政状況下で、できるだけ税財源に頼ることなく、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、特に、インフラの運営権を設定し、インフラ運営を民間に全面的に委ねる公共施設等運営権方式の事業を中心として、取組を加速化していくことが必要となっている。このため、アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒しし、政府一体となって取り組むこととする。

2 集中強化期間における重点分野及び数値目標の設定

上記を踏まえ、集中強化期間における重点分野及び数値目標を設定する。

- ① 向こう3年間（平成26年度から28年度）を集中強化期間とする。
- ② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する重点分野とする。
- ③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。
 - (1) 事業規模目標：2～3兆円
 - (2) 事業件数目標：空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

※参考1 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。また、事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象とする。

※参考2 集中強化期間における公共施設等運営権方式以外の事業規模目標は2～3兆円とする。

3 集中強化期間における重点的な取組

集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業等の拡大に向け、各府省が連携しつつ、地方公共団体の協力も得ながら、別紙の取組を推進する。

【事業環境の整備等】

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 仙台空港における運営権者への必要な業務・ノウハウ承継の実施、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せた公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 上下水道における会計上の処理方法に関し、更新投資の償却や税金などの費用処理についての実務的な観点からの整理
- ・ 下水道における実施契約や要求水準の項目や考え方等の整理・公表
- ・ 水道における公共施設等運営事業に係る既存制度を適用する仕組みの検討
- ・ 公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定時の地方公共団体側の業務の地方公営企業法上の取扱、運営権者への公務員の出向等及び下水道分野における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業に対する地方公共団体向けの国庫補助制度の適用等の関連制度について、必要な通知の発出及びガイドライン・手引きの改正等による解釈の明確化
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を推進

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援のあり方の検討
- ・ 重点分野を所管する省庁及び総務省における標準的な資産台帳の整備及びアセットマネジメントに係る達成目標の設定や支援の方策の検討
- ・ 民間資金等活用事業推進機構の案件形成支援機能等の活用・強化
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、産官学金からなる地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出
- ・ 関係府省における法務や会計等の専門人材の登用を含めた体制の強化・充実及び案件形成支援の強化